契　　　約　　　書

前橋市（以下「発注者」という。）と　　　　　　（以下「受注者」という。）は、次の条項によって、学校給食用物資（以下「物資」という。）の売買について契約を締結する。

（物資の品目等）

第1条　受注者が発注者に売り渡す物資の品目、規格及び契約金額（単価）は、末尾記載のとおりとする。

（契約期間及び場所）

第2条　受注者は前条の物資を次の期間、次の場所において発注者に納入するものとする。

契約期間　　令和　　年　　月　　日から令和　　年　　月　　日まで

納入場所　　発注者が指定する学校（園）又は学校給食共同調理場

（納入方法及び検収等）

第3条　受注者は、前条の契約期間中、発注者の発注があるごとに、発注者が指定する期日までに物資を納入するものとする。

2　受注者は、物資を納入するときは、発注者の指定した検収員の検収を受けるものとする。

（代金の支払）

第4条　受注者は毎月末日をもってその月分の納入物資の数量をとりまとめ、その代金（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を翌月3日までに発注者に請求するものとする。

2　発注者は、前項の請求があったときは、その日から30日以内に、受注者に代金を支払うものとする。

（契約の変更）

第5条　発注者は、必要がある場合には、契約の内容を変更し、又は契約の履行を一時中止し、若しくはこれを打ち切ることができるものとする。

（権利義務の譲渡）

第6条　受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡又は承継させてはならない。ただし、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(遅滞違約金)

第7条　受注者の責めに帰する理由により第3条第1項の納入期日までに物資を納入しない場合は、受注者は発注者に対して、遅滞違約金を支払うものとする。

2　前項の遅滞違約金は、納入期日の翌日から納入する日までの日数に応じ未済部分の契約金額相当額に対し、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する遅延利息の率（年当たりの割合は、閏（じゅん）年の日を含む期間についても365日当たりの割合）とする。（以下「遅延利息の率」という。）を乗じて計算した額とする。

（発注者の契約解除権）

第8条　発注者は、次の各号のいずれかに該当する場合において、相当の期間を定めてその履行を催告し、

その期間内に履行がされないときは、この契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

(1)　第3条第1項の納入期限までに物品が納入されないとき、又は納入の見込みがないと認められ

るとき。

　(2)　前号に掲げるもののほか受注者がこの契約事項に違反したとき。

2　発注者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、何ら催告を要せずに直ちにこの契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

　(1)　この契約が履行される見込みがないと明らかに認められるとき。

　(2)　受注者が、この契約の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3)　この契約の履行について受注者に不正の行為があったとき。

(4)　前各号に掲げるもののほか、受注者がこの契約を履行せず、発注者が前項の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(5)　 受注者(受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者をいう。以下

この号において同じ。)が次のいずれかに該当するとき。

ｱ　役員等(受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は営業所等の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下「暴力団」という。)又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。

ｲ　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を

もって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ｳ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるい

は積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ｴ　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認

められるとき。

ｵ　役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ｶ　下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約（以下「下請契約等」という。）に当たり、その相手方がｱからｵまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ｷ　受注者が、ｱからｵまでのいずれかに該当する者を下請契約等の相手方としていた場合（ｶに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

ｸ　受注者が、この契約の履行に当たり、暴力団又は暴力団員からの不当な要求又は介入(以下「不当介入」という。)を受けたとき又は下請契約等の相手方が不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を市及び警察に通報しなかったとき。

(6)　第9条の2第1項に該当するとき。

(契約が解除された場合の違約金)

第9条　次の各号のいずれかに該当する場合においては、受注者は、発注者の請求に基づき、契約金額（この契約の締結後、契約金額の変更があった場合は、変更後の契約金額）の総額（単価契約の場合は、契約単価に予定数量を乗じた金額。次条において同じ。）の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

 (1)　前条及び第12条第2項の規定によりこの契約が解除された場合。ただし、受注者の責めに帰することができない事由によるものを除く。

(2)　受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合。

2　次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1）受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人

(2)　受注者について更正手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人

(3)　受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等

3　第1項の場合(前条第2項第5号の規定により、この契約が解除された場合を除く。)において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって第1項の違約金に充当することができる。

4　受注者が第1項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払の日までの日数に応じ、遅延利息の率を乗じて計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

（談合等不正行為があった場合の違約金）

第9条の2　受注者（共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この項について同じ。）が、次の各号のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、契約金額(この契約の締結後、契約金額の変更があった場合は、変更後の契約金額)の総額の10分の2に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

 (1)　この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（独占禁止法第7条の2第1項ただし書き又は第7条の4第1項の規定に基づき課徴金の納付を命じない場合を含む。）。

　(2)　この契約に関し、受注者(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

（受注者の契約解除権）

第10条　受注者は、発注者が契約に違反し、その違反によって契約の履行が不可能となった場合において、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がされないときは、この契約を解除することができるものとする。

2　受注者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、何ら催告を要せずに直ちにこの契約を解除することができるものとする。

 (1)　第5条の規定により、契約の内容の変更があったため、契約金額が3分の2以上減少したとき。

(2)　第5条の規定による契約履行の中止期間が2か月以上に達したとき。

　（危険負担）

第11条 物資納入に至るまでに発生した物資の損害は、受注者の負担とする。

　(契約不適合責任)

第12条　発注者は、納入を受けた物品が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合 」という。）であるときは、その修補、代替物の引渡し、不足分の引渡しによる履行の追完を請求（以下「追完請求」という。）することができる。

2　発注者は、前項に規定する追完請求に代え、又は追完請求とともに、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができる。ただし、契約不適合が受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、損害賠償の請求をすることができない。

3　第1項に規定する場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求（以下「代金減額請求」という。）することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

　(1)　履行の追完が不能であるとき。

　(2)　受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3)　前各号に掲げるもののほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

4　第1項から前項までに規定する追完請求、代金減額請求、損害賠償の請求及び契約の解除（以下「請求等」という。）は、物品の納入の日から1年が経過する日までに行わなければならない。ただし、契約不適合が受注者の故意又は重大な過失により生じた場合には、当該請求のできる期間は民法の定めるところによる。

5　発注者が、前項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が当該通知をした日から1年が経過する日までに前項に規定する請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求したものとみなす。

　（契約外の事項）

第13条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて、発注者受注者協議のうえ定めるものとする。

この契約の締結を証するため本書2通を作成し、発注者、受注者、両者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和　　年　　月 　 日

前橋市大手町二丁目１２番１号

発注者　　　　前橋市

　代表者　市長　小　川　　　晶　　　　印

　　　　　　　　　　　　　　　　　所在地

受注者　　　　商号又は名称

代表者氏名